

- 今日の電気通信ネットワークは、携帯電話を中心とする多様なサービスの提供により**設備の構成が複雑化**※¹し、また、スマートフォンの普及等により、**通信量が急増**※²。

※¹ 携帯では、音声網とデータ網が並存。更に、データ網では、通信速度(高速:3G、超高速:3.9G)や端末を機能させる基本ソフト(アンドロイドOS、iOS)ごとに設備が並存。

※² 移動通信の通信量は、1年間で約1.7倍、3年間で約7.7倍増加。

- このため、電気通信サービスの**重大事故**(2時間以上かつ3万人以上の事故)は、平成20年度以降、毎年15件以上発生し、**10年前**(平成15年度。7件)に比べて、**倍以上の件数で推移するとともに、規模が拡大**※³。

※³ H24年度は、重大事故が17件発生。

H23年度は、約半数の事故が100万人以上に影響。H24年度は、半数超の事故が半日以上継続、移動通信・ネット関連の事故が増加(ともに41%)。

- 現行の電気通信設備の**技術基準等**は、電気通信事業法の制定時(昭和59年)に、**固定電話の事故対策を中心に規定**。今日の電気通信ネットワークでは、**携帯電話やインターネットを利用したサービスなど多様なサービスが提供され、法制定時とは状況が大きく変化**。

- このような状況を踏まえ、総務省では、平成25年4月から、**事故防止の在り方を検討する有識者検討会**※⁴を開催。本検討会は、同年**10月に報告書**を取りまとめ。**今回の改正は、当該報告書に基づき行うもの**。

※⁴ 「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」:

座長:酒井善則(放送大学特任教授東京渋谷学習センター所長)。座長を含め構成員6名。計7回開催。

- 具体的には、**事業者の自主的な取組による事故防止を基本としつつ、その取組を適切に確保する制度的枠組みを整備する観点から、事故防止に係る措置の①内容の充実や②対象の見直しを行うもの**。

1. 「管理規程」の実効性確保

- ・ 事業者ごとに事故防止の取組を作成・届出させる「**管理規程**」(自主基準)の記載事項として、全社的・横断的な「**設備管理の方針・体制・方法**」等を規定。これにより、設備管理が専門化・細分化し、設備管理の縦割り化が進む中で多発する「設備全体の不整合(関連設備間の設定値の誤設定等)に起因する事故」を防止。
- ・ 「管理規程」の**変更命令**や**遵守命令**を追加。これにより、事業者が「管理規程」を適切に見直さない場合等の**是正措置**を確保。

2. 経営レベルの「電気通信設備統括管理者」の導入

- ・ 設備管理の専門化・細分化や外部委託等が進む中で、社内の部門間や社外を含めた全体調整、事故防止の方針・体制・方法等への経営陣の主体的関与の強化を図るため、**経営レベルの責任者として、「電気通信設備統括管理者」の選任を義務付け**。

3. 「電気通信主任技術者」による監督の実効性確保(現場の監督機能の強化)

- ・ 現場の設備管理の監督責任者である「**電気通信主任技術者**」について、その**具体的な職務内容を総務省令で定め、権限を明確化**。(現行法上、その職務は、設備の「工事、維持・運用」の監督とのみ規定され、具体的に担うべき職務が不明確)
- ・ 電気通信事業者に対し、選任した**電気通信主任技術者が**、ネットワーク関連技術の変化の中、**監督に必要な専門知識を維持・向上**できるよう、登録講習機関が行う設備の「工事、維持・運用」の監督に関する講習を受講させることを義務付け。

4. 回線非設置事業者※への対応

- ・ 回線非設置事業者のうち、国民生活に重要な役割を果たすサービス(有料かつ大規模なサービス)を提供する者には、**回線設置事業者と同様の事故防止の規律**(技術基準、管理規程、電気通信設備統括管理者、電気通信主任技術者)を課すことにより、利用者保護を実現。

※ 自らは通信回線を保有せず、通信回線を有している事業者(回線設置事業者。NTT東西等)から通信回線を借りてサービス提供する事業者。ネット関連事業者等。